

令和2年度 就学援助制度のご案内

川越町では、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、義務教育を円滑に受けることができるよう、所得状況等を審査の上、学校給食費や学用品費等を援助しています。（年3回・各学期末に支給）

この度の新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、家計が急変した等の理由で援助を必要とされる方はご相談ください。

【対象者】

- ・川越町に居住し、町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者
- ・区域外就学により町立小中学校若しくは町外の公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者

【認定要件】

申請年度に対する前々年（6月1日以後の申請については前年）の世帯の所得が、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の1.1倍以内の者

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず離職・休業等をしたために、収入が減少している場合は、直近の収入状況により審査を行います。

【申請方法】

申請書を記入の上、下記窓口へご提出ください。（郵送も可）

- ・申請窓口 川越町役場3階 学校教育課
- ・必要な物 印鑑、振込口座のわかるもの（申請者本人の口座）
※収入が減少し、家計が急変したことがわかる資料が必要になることがあります

【援助する経費（予定）】

小・中学校共通	学用品費、給食費、校外活動費、 修学旅行費、PTA会費等
中学校のみ	生徒会費、クラブ活動費

問い合わせ先：川越町教育委員会事務局 学校教育課
〒510-8588 三重郡川越町大字豊田一色 280 番地
TEL：059-366-7121